

観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し  
(要旨)

以下の措置を講じます。

1. 観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）の見直し  
「水際対策強化に係る新たな措置（２９）」（令和４年５月２６日）の（２）で定める観光目的の短期間の滞在の新規入国について、「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定することとしてきたところ、全ての国・地域から入国する外国人について認めることとします。

（注）上記に基づく措置は、令和４年９月７日午前０時（日本時間）から行うものとします。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置（３２）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（３２）  
（観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し）

令和４年９月１日

- １．観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）の見直し  
「水際対策強化に係る新たな措置（２９）」（令和４年５月２６日）（以下「措置（２９）」という。）の（２）で定める観光目的の短期間の滞在の新規入国について、「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定することとしてきたところ、全ての国・地域から入国する外国人について認めることとする。

（注１）上記に基づく措置は、令和４年９月７日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（注２）上記に基づく措置の実施に伴い、措置（２９）の（注３）は廃止することとする。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（２９）  
（外国人観光客の入国制限の見直し）

参考

令和４年５月２６日

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和２年１２月２６日）  
１、「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和３年１月１３日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１０）」（令和３年３月１８日）の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（１）、（２）又は（３）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- （１）商用・就労等の目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国
- （２）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）
- （３）長期間の滞在の新規入国

（注１）上記に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）から行うものとする。上記に基づく措置の実施に伴い、措置（２７）４．に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）限りで廃止する。ただし、措置（２７）４．に基づき、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）より前に受入責任者の行った申請及び申請の完了は、上記に基づく申請及び申請の完了と認めることとする。

（注２）上記に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）以降に新規入国する外国人であって、受入責任者の行った事前の申請が完了した者を対象とする。

~~（注３）上記（２）に基づく措置において新規入国を認める外国人は、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（令和４年５月２０日）（以下、「措置（２８）」という。）に基づく「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定する。（本邦への上陸申請日前１４日以内に滞在した国・地域が、措置（２８）に基づく「青」区分の国・地域の場合に限る。）~~

（注４）上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。また、上記に基づく措置における旅行代理店等とは、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）に規定する旅行業者又は旅行サービス手配業者をいう。

（以上）

1 今次措置について、外務本省ホームページのリンク先は以下のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

日本語：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

英語：[https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e\\_001053.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001053.html)

(2) 国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請

日本語：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

英語：[https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page22e\\_000921.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page22e_000921.html)

2 今次措置について、観光庁ホームページリンクは次のとおり。

日本語：[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03\\_000076.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html)

英語：<https://www.mlit.go.jp/kankocho/en/shisaku/kokusai/>